



日本弁理士クラブ幹事長挨拶

令和2年度日本弁理士クラブ幹事長 羽鳥 亘

1. はじめに

前年度日本弁理士クラブ第2回定時総会を経て本年1月1日付で日本弁理士クラブ幹事長に就任してから約9か月経過し、残す任期も3か月程になりました。

平成27年度・平成28年度の伊丹勝元日本弁理士会会長、平成29年度・平成30年度の渡邊敬介前日本弁理士会会長に続き、令和元年度、令和2年度の2年間当クラブ所属の清水善廣会員が日本弁理士会会長として、日本弁理士会を牽引しております。

清水善廣日本弁理士会会長の推薦母体である日本弁理士クラブとして、日本弁理士クラブ会則第2条（目的）に鑑み、日本弁理士会の円滑な活動に寄与するべく、日本弁理士会の執行部を積極的にバックアップすることが本年度の活動の重要な柱の一つとなっています。

日本弁理士クラブは、これまで日本弁理士会の活動に対して多くの政策提言を行ってまいりました。また、これからも積極的な政策提言を行っていくことが日本弁理士クラブの重要な責務であると考えます。

日本弁理士会は昨年度弁理士制度120周年を迎えました。「知財を支えて120年」の歴史及び「知的財産に関する専門家」として弁理士法に明記された弁理士の使命を踏まえつつ、知的財産制度を取巻く昨今の環境を十分に理解した上で、特に、将来の弁理士会を担う若手会員の活発な意見も取り入れて、短期、中期、長期的な弁理士制度を考えていくことが必要であると考えます。

日本弁理士クラブは、PA会、春秋会、南甲弁理士クラブ、稲門弁理士クラブ、無名会、の5つの会派の連合体であり、各会派に参加すると自動的に日本弁理士クラブの会員になります。そして、日本弁

理士会の運営の多くは、会派に所属する会員の地道な活動によって支えられています。

日本弁理士クラブは、当クラブに所属する会員はもとより、他の会派に所属する弁理士、更には、会派に属さない弁理士にとっても魅力のある弁理士制度とするべく活動してまいりたいと考えております。

2. 本年度の活動

(1) 日本弁理士会の活動に対して多くの政策提言を行うとともに、日本弁理士会の会務運営への協力も日本弁理士クラブの重要な責務の一つです。

日本弁理士会には、地域会、付属機関、委員会、WG等、様々な組織が存在し、各々の目的に則った活動を行っています。

それらの組織は、多くの会員のボランティアによって運営されておりますが、この組織に多数の優れた人材を途切れることとなる推薦し続けることで、日本弁理士会の会務運営が円滑に行えるように、日本弁理士クラブ所属の各会派が尽力しています。

(2) 本年度は、4月7日に出された新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言を受けて、日本弁理士会の各種事業が大幅に変更になり、これを受けて4月10日付で、日本弁理士クラブ全会員に向けて日本弁理士クラブ幹事長名で、下記文章を出させて頂きました。

【重要】『緊急事態宣言の発出に伴う日本弁理士クラブの対応について』

政府より緊急事態宣言が発出されたことを受け、日本弁理士クラブは、感染拡大を防ぐとともに、各会員の安全に最大限配慮するために、以下の対応を

とります。

会員の皆様におかれましては、ご理解を賜りますとともに、引き続きご協力をいただけますようお願い申し上げます。

記

①今後の行事について

6月に予定しておりました本年度旅行会につきましては、開催が困難と判断し、中止することといたします。秋以降の開催予定のリレーマラソン大会、ボーリング大会については、あらためて開催の是非について検討します。

②定時総会について

特定の会場に集合して行うことが困難な現状に鑑み、4月27日予定の第1回定時総会については、Web会議形式にて開催することといたします。11月に予定しております第2回定時総会の開催形式につきましては、あらためて検討します。

③各委員会、幹事会など

特定の会場に集合して行うことが困難な現状に鑑み、電子メール、Web会議、もしくは電話会議形式にて開催します。

(3-1) 前記のように、旅行会中止（弁理士連合クラブ旅行会・西日本弁理士クラブ旅行会も同様理由で中止）、Web会議形式での定時総会開催、Web会議形式での幹事会・相談役会・各委員会の開催と例年と大きく相違する形式での本年度の活動となりましたが、若手会員の活発な意見も日本弁理士クラブの活動に取り入れるために、7月14日付で、日本弁理士クラブ各会派幹事長に日本弁理士クラブ幹事長名で、下記お願い文を出させて頂きました。

【各会派へのWeb訪問のお願い】

日本弁理士クラブは、これまで日本弁理士会の活動に対して多くの政策提言を行ってまいりました。また、これからも積極的な政策提言を行っていくことが日本弁理士クラブの重要な責務です。

本年度幹事長方針の一つとして、特に、将来の弁理士会を担う若手会員の活発な意見も取り入れて、

短期、中期、長期的な弁理士制度を考えていきたいと考えています。

本来であれば、各会派に直接訪問して若手会員の方のご意見等を直接お伺いしたいところですが、コロナの現状を鑑みますとWeb訪問とせざるを得ない現状をお許してください。

つきましては、幹事長（羽鳥亘）と、日弁幹事会において次年度日本弁理士会会長立候補予定者として推薦することが議決されている杉村純子日弁会員の2名で、5会派をWeb会議形式で別々の日に訪問させて頂き、各会派若手会員からの率直なご意見・ご提案等を聞かせて頂き、魅力ある弁理士制度構築のための弁理士会としての施策の提言に生かしていきたいと考えておりますので、各会派若手会員の皆様に参加のお声がけて頂きますよう宜しくお願い致します（若手の意見を日本弁理士クラブとして弁理士会に積極的に提言していく良い機会ですので、気軽にご参加頂ければ幸いです）。

尚、各会派幹事長の先生と、各会派日弁副幹事長の先生方にも併せてご参加いただきますよう宜しくお願い致します。

(3-2) 各会派幹事長に、上記Web訪問日程を調整して頂き、稲門弁理士クラブ・無名会（7月27日・23名参加）、南甲弁理士クラブ（7月29日・15名参加）、PA会（7月30日・16名参加）、春秋会（8月7日・15名参加）に各々訪問させて頂きました。

この訪問では、参加して頂いた、各会派若手会員全員から、ご意見・ご提案等を必ず発言して頂く形式をとらせて頂き、多くの貴重なご意見を頂きました。

このご意見等は、今後の魅力ある弁理士制度構築のための施策提言に生かしていきたいと考えております。

(4) 日本弁理士会役員定時選挙における日本弁理士クラブに所属する候補者の推薦及び支援も重要な事業です。

本年度は、平成3年度の会長、副会長、常議員、監事に関する選挙になります。

本稿執筆時点では選挙結果が出ていませんが、選

挙に至る過程における関係者のご尽力に感謝申し上げます次第です。

本年度は、上記会長選挙に関して、近畿地方以西の弁理士によって構成される西日本弁理士クラブ（上羽秀敏幹事長）、関東圏の弁理士クラブと弁理士同友会に所属する弁理士によって構成される弁理士連合クラブ（吉村俊一幹事長）から、日本弁理士クラブが推薦する候補者を共同推薦して頂きました。

今後とも、西日本弁理士クラブ、弁理士連合クラブとは相互に連絡を密に取り合い意思疎通を図っていきます。

3. おわりに

創設から70年以上の歴史を有する日本弁理士クラブは、日本弁理士会をしっかり支える会派としての責務を果たすために日本弁理士会の活動を支えてきました。

新元号が本格的に始動した下での幹事長として、微力ではありますがポストコロナ時代を見据えて、日本弁理士クラブを円滑に運営し、日本弁理士会の活動に寄与する所存でありますので、ご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。



新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」 を見据えて

日本弁理士会会長 清水善廣

1. はじめに

会長として2年目、仕上げの年を迎え、「新時代の知財立国を切り拓こう！」をスローガンに弁理士絆プロジェクトを中心に弁理士の活躍による令和の時代における知財立国の実現を目指し活動を進めています。

昨年は新元号、令和の時代が始まり、支部の地域会への変更、弁理士制度120周年記念式典・祝賀会の挙行、即位礼正殿の儀・饗宴の儀への参列、知的財産支援センター設立20周年等、何かと賑やかな一年でした。今年は新型コロナ感染の拡大を受け、緊急事態宣言の発令、東京オリンピック・パラリンピックの延期に始まり、一転して自粛、制約下での会務活動となっています。

知的財産戦略本部による知的財産推進計画2020も『～新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」に向けた知財戦略～』とサブタイトルが付され、ニュー・ノーマルを見据えた知財戦略となっています。日本弁理士会もニュー・ノーマルに向けた会務の運営が求められています。

2. 新型コロナ感染拡大との遭遇

1) 令和元年度

新年を迎え、さあ仕上げの年だと意気込んでいたさ中、中国武漢での新型コロナ感染が発表され、その後、欧州、米国、南米等瞬く間に世界中に感染が広がりWHOによるパンデミック宣言となりました。

2月14日に会長を本部長とする災害対策本部を立ち上げ新型コロナ感染対応に着手しました。2月28日には年度内の研修、セミナー等をすべて中止乃至延

期とし会員の健康と安全を最優先とした対応を開始しました。3月6日には、特許制度運用協議委員会から、新型コロナウイルス感染に起因する手続業務制約への対応について情報発信しました。また、3月31日には新型コロナウイルス感染症流行に伴う各国の知財庁における対応措置、及び郵便状況に関する情報を集め情報発信しました。

2) 令和2年度

4月1日という区切りのよい日に今年度第1回執行役員会がスタートしましたが、4月7日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部決定により緊急事態宣言が埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県に発出され、4月16日には緊急事態宣言は全国に拡大されました。

そのような状況で令和2年度執行役員会は新型コロナ一色の船出となりました。

—感染防止—

緊急事態宣言を受け、4月8日の第2回執行役員会で宣言解除までは弁理士会の機能を最低限維持しつつ感染防止を第一義に考え必要最低限の会務以外は自粛することに決定しました。三密を避けるため研修会やセミナー等の開催を止め、委員会、附属機関の立ち上げも必要不可欠のものに限り、原則開催を行わない方向に進めました。すべての委員会が立ち上がったのは9月になってからです。

4月8日～5月8日は事務職員の出勤を半数以下とし、窓口業務も閉鎖しました。4月8日～5月28日は弁理士会館会議室の貸し出しを中止し、改装したばかりのラウンジ及びブースの利用も中止としました。

—知財システム維持—

新型コロナウイルスに関し、特許庁との協議、情報収集・発信、郵便局情報、外国知財庁情報等の情報収集・発信等を災害対策本部、特許制度運用協議委員会、国際活動センターの連携の下、適時会員への情報発信を行っています。例えば5月12日に「緊急事態宣言発出後の特許庁の対応について(第6報)」、8月4日に「新型コロナウイルスによる各国知財庁の情報について」等、逐次、新型コロナ関連の情報を更新しています。

—コロナ不況対応—

コロナ不況対応WGを立ち上げ、アンケート調査により会員の声を集約しコロナ不況対策を進めています。

政府等の補助金、助成金につき、6月18日に「融資等に関する情報提供(第3報)」を発信しました。

—コロナ不況対策出願支援—

コロナ不況に苦しむ中小企業に対し知財の専門家集団である弁理士会が何か役立てないか検討し、知的財産支援センター事業として、コロナ不況に苦しむ中小企業の特許出願等の出願支援事業を展開することにしました。趣旨をご理解の上、会員の皆様のご協力宜しくお願いいたします。

—新型コロナウイルス関連施策等情報の集約—

新型コロナウイルス関連の情報を順次発信していますが、利便性を考慮し下記のような特許事務所の運営に関する新型コロナウイルス関連施策等情報を公開する専用ページを日本弁理士会電子フォーラムに開設しています。是非ご利用下さい。

- ・特許事務所で利用可能な融資等の情報
- ・特許庁(JPO)の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応等
- ・各国知的財産庁のCOVID-19関連情報
- ・特許事務所で感染が疑われる場合の対処フロー例

3. Webによる対応

令和元年度第2回臨時総会でのWeb会議に関する例規改正によって、執行役員会における執行理事のズーム参加、常議員会のズーム開催も可能となり、

多くの地域会総会もズームによるWeb会議形式で行われました。恒例の地域会と役員会との語る会は各地域会を巡りリアルな交流ができとても楽しく有意義なものでしたが、今年はWebでの開催となりました。やっぱり直接会って話したいという地域会会員の声が多く寄せられました。

会員の皆様方におかれましてもテレワークやWeb会議の環境が予期せぬ速度で進んだものと推測しますが、弁理士会もテレワークやWeb会議の環境整備を順次進めています。

4. DXの加速

今回の新型コロナウイルス感染拡大のため、テレワークやWeb会議を皮切りにデジタル化が進み、デジタルトランスフォーメーション(DX)も加速するものと思います。9月に菅内閣が発足しデジタル庁が設けられました。世の中のDXが一気に進むことが予想されます。そこで会長室にIT担当室員を登用しその対応を進めています。

5. 東京倶楽部ビル14階の増床

本年度定期総会で東京倶楽部ビル14階の増床が承認されました。7月3日に役員室、会長室の引っ越しを終え、8月に弁理士会館事務職員の東京倶楽部ビルへの移動が完了しました。東京倶楽部ビル最上階のワンフロアに役員、事務局、関東会が集結しました。ニュー・ノーマルを見据えた弁理士会館の改修が必要です。皆様のお知恵をお借りしたいと思います。ご理解、ご協力を宜しくお願いいたします。

6. 弁理士絆プロジェクトを中心とした会務の進捗

定期総会で承認された事業計画と予算に従い、弁理士絆プロジェクトを中心に会務を進めています。詳細は各担当副会長の報告に譲りますが、新型コロナウイルス感染拡大という困難な状況下での会務運営となっています。会員の皆様のご理解、ご協力の下、工夫を凝らし粛々と進めています。12月には弁理士会館の改修や補正予算等を議題とした第1回臨時総会を開催予定です。会員の皆様のご協力を直し

くお願いいたします。

7. 弁理士法改正

令和元年度の第2回臨時総会での弁理士法改正の方向性についての確認決議に基づき、

- 1) 農林水産関連の知的財産に関する業務を弁理士業務とすること
- 2) 社員一人による特許業務法人の設立を認める「一人法人制度」を導入すること
- 3) 法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」とすること

これらの法改正の実現を目指し鋭意取り組んでい

ます。会員の皆様方のご支援、ご協力を宜しくお願いいたします。

8. 最後に

任期も余すところ4ヶ月を切りました。日本弁理士クラブの会員の皆様方とともに、ニュー・ノーマル下での弁理士像を見据え、それを支える弁理士会の組織改革を進めてまいります。引き続き、羽鳥亘幹事長、中村仁政策委員長をはじめ日本弁理士クラブの会員の皆様方のご支援、ご協力を宜しくお願いいたします。



会 務 報 告

日本弁理士会副会長 小 西 恵

ご挨拶

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和2年度日本弁理士会副会長を務めております小西恵です。稲門弁理士クラブに所属しております。日本弁理士クラブの諸先生方には日頃より日本弁理士会の会務運営に様々な局面でご支援ご協力をいただいております誠にありがとうございます。コロナ禍で直接お目に掛かる機会が持てず、この場を借りてお礼を申し上げます。

昨年の直前まであわや副会長選挙かと言われていた選挙シーズンや、当選直後の次年度会務検討委員会発足から早1年、今年4月の副会長就任から早半年が経過しました。今年度は清水善廣会長執行部の2年目であり、「新時代の知財立国を切り拓こう！」とのスローガンの事業計画の下、外部との「絆」を深め、弁理士が夢と希望をもって活躍できる環境を整備する一翼を担えれば、との思いで日々会務に勤んでおります。

今年度はコロナ禍により、「就任ご挨拶」と朱記された副会長の名刺はほとんど消費されず、附属機関や委員会の会議は専らウェブ開催であり、懇親会に至ってはゼロという異例の状況が続いています。このため、会務運営上、通常であれば踏襲すべき、または踏襲可能な前例を欠くケースが多いため、毎週の執行役員会では、清水会長のリーダーシップの下、ピンチをチャンスに変えるべく、良い意味で前例に囚われない前向きな議論ができており、かつその雰囲気は中々に和気藹々であり、今年度執行部メンバーには恵まれたものと感じております。

会務報告

1. 国際活動センター

今年度の事業計画立案・承認時には、コロナ禍の影響はここまで顕在化していませんでした。本稿執筆時点で未だ海外渡航が事実上行えていないため、今年度、恐らく事業計画予算の執行率が一番低くなる附属機関となるでしょう。日本弁理士クラブの渡邊伸一センター長を擁し、同じく日本弁理士クラブ推薦の杉村憲司副会長とともに担当しております。

例年であれば海外交流やイベントが目白押しとなるところですが、今年度ならではの活動としてまず取り組んでいただいたのが、「新型コロナウイルス感染症流行に伴う各国の知財庁の措置」タスクです。新型コロナウイルス感染症蔓延は世界規模であるものの、各国知財庁の対応は、閉庁、期限カウントの一律停止、出願人の請求により個別に期限延長や期限徒過の救済を認めるもの、など区々であり、その措置内容も刻々と変化しています。国際活動センターの外国情報部のメンバーが中心となり、各国知財庁が公表する情報や現地代理人からの情報を収集し、一元的情報ソースに取り纏めて、日本弁理士会電子フォーラムで会員向けに掲載し、かつ定期的にその内容を更新しています。全会員への成果の還元は会務活動において常に求められるところですが、コロナ禍の厳しい状況下において、この取り組みは全ての会員の外国関連業務の負担軽減に大きく資するものと思います。現在、電子フォーラムに「各国知的財産庁のCOVID-19関連情報」として継続的に掲載しておりますので会員の皆様もぜひご活用ください。同時にこの情報は、今年4月早々、特許制度運用協議委員会を通じて特許庁へ提供され、特許

庁でも当時ここまで一元的な情報まではなかったことから、非常に興味関心を示していただいたそうです。特許庁の期限延長や期限徒過の救済措置が当初より緩和され、具体的証拠までを要求しないことが明確化されたことの一助となったのではないかと推測しています。

今年度はまた、新規審議委嘱事項として、いくつかのルール作りとその共有化をお願いしています。具体的には、海外交流先、海外派遣基準、海外派遣先でのプレゼン資料等の質担保のための内部レビュー、海外で行う日本弁理士会や日本の知財を広報するための視覚・集客効果の高い共通コンテンツの検討、などに関するものです。海外交流などは相手先のあるものですので継続性が重要なのは言うまでもありませんが、同時に新陳代謝や人材育成の側面ともバランスしていかなければなりません。今まで暗黙であったルールを明文化していただくだけでも意義があると思っておりましたが、それぞれ、豊富な知見と経験を備えたメンバーにより大変建設的で、ときに斬新な議論をしていただいております、最終的なアウトプットを心待ちにしているところです。

対面での海外交流や国際会議派遣に替えて、ウェブ会議を活用しています。米国AIPPLAとは8月に行ったバーチャル会合やヴァーチャルネットワーキングが好評であり、今後も複数回予定されています。また英国弁理士会CIPAとは、CIPA総会への参加やウェビナーなどで関係をより深めることができます。ウェブ参加であれば海外派遣のコストが掛からないため、時差までなくすることはできませんが、海外とより広く交流していただけるチャンスと思っております。

2. 商標委員会

日本弁理士クラブの前田大輔委員長の下、今年度は、商品・役務の包括概念表示および類似群コードについての具体的検討を行い、諸外国とのハーモナイゼーションも踏まえて、現状の見直し、細分化を含んだ実務的観点からの提言を行います。

今年度はまた、商標法4条1項11号の適用に際して

の商品・役務の類否と出所混同の有無を検討し、商品・役務の類否判断のあるべき姿についての提言を行います。

また、例年に倣い、WIPO関連機関（SCT、マドリッド作業部会、ニース国際分類改正の専門委員会）及びTM5（日米欧中韓の商標五庁会合）の調査、研究、改正作業等に関連し、継続的に情報収集、検討、意見書の提出を行っています。

3. 不正競争防止法委員会

日本弁理士クラブの服部謙太郎委員長の下、今年度は、営業秘密の海外における活用事情の調査、法改正後の限定提供データの企業における活用の現状の調査を実施し、弁理士に対するニーズを把握して、より積極的に弁理士が関与できるよう提言を行います。

今年度はまた、不正競争防止法事件において重要な周知性・著名性を立証するための、需要者・取引者へのアンケート調査にフォーカスしており、商標事件を含めた裁判例の検討、外部講師の講演や仮想事例に基づく議論を経て、コスト効率がよく、かつ有利な結論に導くことのできるアンケート調査の在り方について提言を行います。

4. 貿易円滑化対策委員会

日本弁理士クラブの高橋伸也委員長の下、模倣品対策や各国税関での水際対策に関する情報収集および会員へのフィードバックを行っています。財務省関税局知的財産室や東京税関知的財産センターと、定期的な交流を図るとともに模倣品対策セミナー等で協力しています。また、国際知的財産フォーラム（IIPPF）、日本関税協会知的財産情報センター（CIPIC）、コンテンツ海外流通促進協会（CODA）、および世界関税機構（WCO）等の各種団体とも長年に亘り情報取得に留まらない双務的関係を構築しております。

コロナ禍はEC(e-commerce)サイトの利用をさらに促進させていますが、反面、ECサイトにおける商標権、著作権等の侵害事案も多くなっています。

貿易円滑化対策委員会は、それぞれのECサイトで区々である、申請窓口や連絡先などの知財トラブル対応の情報を一元的に取り纏めて、電子フォーラムに「Eコマース知財トラブル対応表」として掲載しています。今後も定期的にメンテナンスしていきますので、インターネット上の模倣品問題対応にぜひご活用ください。

5. コンプライアンス委員会

昨年度第2回臨時総会で決議された弁理士倫理3条の2のいわゆる共同事務所におけるコンフリクト防止規定の新設を受けて、日本弁理士クラブの須藤雄一委員長の下、今年度はこれを詳細化具体化するガイドラインおよび倫理研修テキストの改訂を行っています。

また、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止は、事務所運営や会務において当然に求められるところですが、現状は、弁理士業務標準に指針として掲載されているのみであり強制力がありません。今年度はセクハラ・パワハラ相談窓口を設置するとともに、会則49条1項の会長思料の処分請求にもなり得るよう、より実効性を高める規則化を検討しています。受講が義務付けられる倫理研修に加えることで、会員のセクハラ・パワハラ防止に関する意識のさらなる向上に資するものと期待しております。

6. 会館整備構想検討ワーキンググループ

5月定時総会における東京倶楽部ビル14階増床議案の可決を受け、弁理士会館2階に一部が分離していた弁理士会事務局居室が東京倶楽部ビル14階に一元化されました。これに伴い空きスペースとなった弁理士会館2階の旧事務局スペースを有効活用すべく、弁理士会館の今後の運用方法を検討するワー

キンググループを立ち上げました。日本弁理士クラブの長濱範明WG長の下、立ち上げから非常に短期間で中間報告書を取り纏めることができました。中間報告では、コロナ禍以降の会務運営や研修方法の変化等を踏まえた会議室の需要予測や、会員向け研修・セミナー等のオンライン化が推進される状況に鑑み、弁理士会館2階の空きスペースをウェブ会議対応の会議室に改修すること、および地下1階のB1-C会議室を簡易スタジオ兼用の会議室として利用でき、さらに他の会議室も自前の収録・配信会場として活用できるよう、動画の収録及び配信に必要な機材を購入すること、を提案しています。研修所、支援センター、関東会を始めとする各組織にウェビナーやハイブリッドなど多様な形態でご活用いただきたく思います。

7. 東海会

関東・近畿・東海のいわゆる三大支部の1つであり、岩倉民芳会長の下、今年度重点事業として、「知財広め隊事業」の継続、および金融機関を通じた中小企業支援事業の基礎作りを2本柱として、東海地方に根差した、中小企業支援、知的財産・弁理士制度の普及活動を積極的に展開しています。

「知財経営サロン」は、東海会独自のサロン型の中小企業支援ツールとして定着しています。また、東海会は、国際活動が伝統的に活発であることでも知られており、昨年度来協力関係にある米国ロサンゼルス弁理士協会(LAIPLA)との関係維持に努める他、名古屋市等が企画する地元中小企業の海外での活動に関する支援事業に協力する活動等を予定しています。東海会はウェブサイトの他、Facebook、Twitter等のSNSでタイムリーに情報発信していますので、ぜひサイトへご訪問ください。



ご挨拶

日本弁理士会副会長 須藤 晃伸

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和2年度日本弁理士会の副会長を務めさせていただいております須藤晃伸です。

本年度の役員会は、開始早々の4月7日に緊急事態宣言が出されるという、波瀾万丈の立ち上がりとなりました。ウイズコロナの状況下にある昨今は、イレギュラーな対応を要求される場面もありますが、社会情勢の変化を的確に捉え、臨機応変に対応してまいります。また、本年度は弁理士法改正の年であり、令和元年度の第2回臨時総会決議に基づいて、あるべき弁理士法改正を実現するための活動を頑張っていく所存です。

2. 緊急事態宣言への対応

緊急事態宣言の翌日の役員会で、ゴールデンウィーク明けまで委員会等の開催を原則中止すると共に、4月中は役員会を開催しないことを決議しました。事務局職員の出勤を最小限とするための、苦肉の判断でした。緊急事態宣言は、5月末まで延長されましたが、さすがに役員会を2ヶ月止めることはできないことから、ウェブ会議システムを併用して5月から役員会は再開しました。

5月20日の常議員会は、全ての常議員がウェブで出席する形態で開催しました。ウェブ会議システムでの常議員会の開催は、日本弁理士会では初めてのこととなります。挙手ボタンを押下することで意思表示をしてもらった賛成票のカウントには、想定以上の時間がかかりました。

5月29日の定期総会も、ウェブ会議システムを併用して開催するという史上初めての開催形態でし

た。幸いなことに、定期総会が開催された時点では、緊急事態宣言は解除されておりましたが、開催通知の送付時には緊急事態宣言がいつ解除されるかは分からなかったため、会員の身体生命の安全を考慮し、ウェブ会議システムの併用を決断しました。

3. 会務報告

本年度2年目の任期に当たられる清水善廣会長は、「新時代の知財立国を切り拓こう！」をスローガンに掲げ、令和元年度に引き続き弁理士絆プロジェクトを実行します。また、企業の知財活用支援の一環として、ビジネスプランコンテストの開催を新たに企画します。さらには、会務のデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めるべく、交通費精算システムの刷新やウェブ会議システムの利用促進等の施策を新たに実行します。

小職が担当する組織には、総会、常議員会、監事会をはじめとする各種会議、弁理士法改正、例規、特許制度運用協議、中長期課題検討等の委員会、知財戦略推進、知財政策検討、金融機関チーム、絆特命、コロナ不況対応検討等のワーキンググループ(以下、「WG」)、さらに会長室、事務局、四国会、特許庁、日本知的財産協会をはじめとする各種団体が含まれます。

本原稿を執筆している令和2年9月第3週時点での主な活動状況ご報告いたします。

【弁理士絆プロジェクト】

(1) 金融機関との絆

金融機関チームWGにおいて、令和元年度は、全国の地銀・第二地銀・信用金庫・信用組合を対象にアンケートを実施し、186機関から関心があるとの回

答をいただきました。このアンケートに基づき、本年度も金融機関向けセミナーを継続して提供する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、金融機関が軒並み対面での研修を中止してしまったことから、現時点ではセミナーを提供することができておりません。現在は、ウェブベースでの開催を前提にいくつかの銀行とセミナー開催の準備を進めているところです。

(2) 他士業との絆

令和元年度は、経営基盤強化委員会で蓄積したマッチングセミナーのノウハウを活用して、中小企業診断士及び弁護士との士業交流会を開催しました。本年度は、知財経営センターにおいて、連携の相乗効果が見込める他士業との交流会を開催する予定であり、開催先の候補となる複数の士業団体と日程の調整を進めているところです。

(3) 企業との絆

新設した絆特命WGにおいて、商工会議所等の中小企業関連団体との間で意見交換会を企画・開催し、協力関係の構築を目指します。具体的には、7月に日本商工会議所を訪問して連携可能性についての意見交換を行い、9月に中小企業庁の方と連携可能性についての意見交換を行いました。今後、具体的な連携スキームについて、日本商工会議所及び中小企業庁とさらに調整を続ける予定です。

(4) アカデミア等との絆

アカデミアWGにおいて、令和元年度は、科学技術振興機構（JST）と意見交換を行い、産学連携に係る会員向け研修の講師を派遣してもらいました。本年度は、絆特命WGがアカデミアWGを吸収し、大学技術移転協議会（UNITT）と連携して、大学教職員がバイオやAI等の先端技術分野に強い弁理士と交流するための交流会を年明けに開催する予定です。

(5) 弁理士同士の絆

令和元年度に設立した知財プレゼンス向上委員会において、引き続き、企業弁理士をはじめとする事務所外弁理士と事務所弁理士とがWin-Winの関係を構築し、企業及び社会における知的財産のプレゼ

ンスを向上させるための方策を検討します。その方策の一つとして、経済産業省及び文部科学省が行う産学連携ガイドラインのプロモーション活動を支援するための活動を本年度は行います。

また、事務所の事業承継や提携といった弁理士同士のマッチングについて、経営基盤強化委員会のマッチングセミナーを継続します。

【弁理士法改正委員会・弁理士法改正（農水知財分野）WG】

10月に設置される弁理士制度小委員会の準備のために、弁理士法改正（農水知財分野）WGを立ち上げました。弁理士法改正委員会と役割分担をしながら、立法事実の収集や過去の弁理士制度小委員会での指摘事項への対応状況の整理をしていただいております。

【例規委員会】

例規委員会は、日本弁理士会の例規に関する調査・研究をし、例規全般の整合性を講ずることを目的とする委員会です。本年度は、非常時における定期総会の延期及びウェブ会議システムの利用についての例規改正について、審議いただいております。

【知財戦略推進WG】

政府の知的財産戦略本部、知的財産推進計画、産業構造審議会等の検討状況にタイムリーに対応し、必要な調査・研究・提言を行うことを目的とするWGです。令和元年度まであった知的財産戦略本部対応WGおよび知財システム検討WGは廃止され、本WGに統合されました。審議会等の開催日程にあわせて、ウェブ会議上で活発な議論が行われております。

【コロナ不況対応検討WG】

特許事務所がコロナ不況を乗り越えるために必要な施策を検討し、提言を行うこと目的に新設したWGです。「新型コロナウイルス感染症による特許事務所の活動への影響等に関するアンケート」を7月に実施し、その分析結果を役員会に報告いただきました。

【会長室】

積立金や交通費の清算のあり方、新型コロナウ

イルスに伴う費用処理などについての対応を補佐いただくべく、財務担当の会長室員を通年で配置しました。

また、日本弁理士会の情報基盤・IT化の整備について専門的な知識をもって検討できる人材をIT担当専門員として登用し、配置しました。

【事務局】

第1回定期総会の決議に基づき、8月3日に弁理士会館で勤務していた事務局職員が東京倶楽部ビルに移動することで、事務局のワンフロア化が実現されました。ワンフロア化を契機に事務局のDXを益々加速させる予定であり、現在は、ワークフローシステムの試験導入を進めております。また、令和元年度に行った新卒採用を本年度も実施いたしました。

4. おわりに

コロナ・ショックから回復したとき、ニューノーマル2.0の時代が到来するとも言われております。社会のあり方自体が変わりつつある中、日本弁理士会も変化することが求められています。よりよい日本弁理士会を実現すべく、会員の皆様方の引き続きのご支援を宜しくお願い申し上げます。

ご挨拶

日本弁理士会副会長 藤 沢 昭 太 郎

1. はじめに

本年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております、藤沢昭太郎です。現在 (=2020年9月初旬)、コロナ禍によって、産業構造や生活に重大な影響が出ており、この影響がどこまで広がるのか、どのような影響が出るのか、誰も正確には分からない状況です。

本年度の弁理士会としては、コロナ禍の影響を踏まえて、各会員の先生方の事業活動をサポートすべく、会務活動を進めて参りたいと考えております。

2. 会務報告

今年度私は、知的財産経営センター、財務委員会、中長期課題検討委員会、経営基盤強化委員会、弁理士法改正委員会（副）、交通費システム整備WG、監事会、及び北陸会を担当させて頂いております。

【知的財産経営センター】

知的財産経営センターは、知財経営に関連する各分野での専門性を高め、その知見と情報の相互活用及び一元化を図ることにより、価値評価事業の推進、中小企業支援を行い、産業社会における知財の活用をさらに促進すること、また、会員への情報提供を通じて、コア業務及び周辺業務の充実化支援を図ることを趣旨として設立されました。

弁理士知財キャラバンで得られた知見を活かし、優良と考えられる企業に対し、集中的にサポートを行う弁理士知財キャラバンVer. 2 を昨年度から実行しています。本年度も弁理士知財キャラバンVer.2 を継続し、その成果を公開可能な事例として会員に提供する予定です。更に、特許庁が

行っているスタートアップ企業向けの事業「IPAS (Intellectual Property Acceleration program for Startups)」の応募企業に対し、弁理士知財キャラバンの内容をIPAS用に一部変更し、特許庁を通じて、宣伝広告しております。

また、知財経営コンサルティングマニュアルを改訂し、事例と併せて提供します。本年度は特に、中小企業・スタートアップ企業からビジネスプランを募る、「技術・ブランド・知的財産ビジネスプランコンテスト」を企画し、現在、企業からの応募を受け付けております。このビジネスプランコンテストは、具体的には、入賞した企業に知財を活用するためのコンサル支援を行い、その成果として特許・意匠・商標の出願をすることも可能とするコンテストとします（弁理士手数料の一部も援助）。なお、コンサルを行うにあたっては、技術マッチングの提案や補助金コンサル等も含めて、知的財産経営センターのこれまでのノウハウを駆使します。また、技術はあるが知財管理ができておらず、技術移転が難しい状況にある中小企業の事業の承継・売却を知財面から支援するメニューの開発を検討します（技術ノウハウがあるが書面化・権利化されていない中小企業を想定）。具体的には、技術の書面化（見える化）及び権利化、ノウハウの体系化、クリアランス調査、知財価値評価等を支援するためのスキームを検討します。

【財務委員会】

財務委員会は、日本弁理士会の財政状況を把握するとともに、会の財産全体について検討する委員会です。

本年度は特に、各地域会、各附属機関の予算執行率の可視化について検討中です。また、弁理士会基金（=10年サイクルで行われる弁理士の日の記念事業と、弁理士会の不測の事態に備えるための準備金）の積立の要否について検討します。

【中長期課題検討委員会】

中長期課題検討委員会は、弁理士や弁理士会の中長期的な課題を検討する委員会です。

昨年度は、各機関から中長期的な課題の提案を求め、集計しました。この結果を踏まえ、本年度は、将来の弁理士像の予測及びアクションプランの検討を進めております。具体的には、10年後の会員の分布（年齢、就業先種別等）及び業務形態（例えば、特定技術分野特化型、テレワーク型、コンサル型）を予測し、あるべき姿を実現するためのアクションプランを検討しております。詳しくは、今後弁理士が食べていけるビジネスモデルを模索・検討しております。また、予測した会員の分布を踏まえ、日本弁理士会が中長期にわたり投資すべき事業ドメイン（例えば、広報、ITインフラ）及び必要な組織改革を検討する予定です。また、予算要求事業の性格や経緯を踏まえ、棚卸の優先度の高い事業から、継続や改廃について判断するための事業の棚卸ルールを検討・作成中です。

【経営基盤強化委員会】

経営基盤強化委員会は、会員の事務所等の経営基盤を強化するための方策を検討する委員会です。

本年度は特に、弁理士事務所の生産性向上のため、ITツール等（RPA、テレワーク、グループウェア、チャットツール、補助金サイト等）の検討を行っております。この事業については、コロナウイルスの蔓延を防止し、安全に業務活動を行うため、図らずも、重要性が高まりました。各会員において、ITツールを用いたコミュニケーションが現状どのように、どの程度行われているのか等について、アンケートを実施します。

また、弁理士1人事務所で不測の事態が生じたと

きの対応策の検討を行っております。また、弁理士の副業についての調査・提案を行います。更に、今年度も事業の承継や共同化の相手を探す場を提供すべく、弁理士同士の会員マッチングセミナーや、特許事務所承継セミナーをWebで開催できないかについて検討中です。また、冊子及びスマホ版「弁理士業務標準」の内容更新を行う予定です。

【弁理士法改正委員会】

弁理士法は、これまで7年ごとに（平成12年、19年、26年）に改正されてきました。弁理士法改正委員会は、昨年度の第2回臨時総会で、次回の弁理士法改正（令和3年）の方向を決議しました。その決議に基づき、次回の弁理士法改正に向けた活動を行っております。

【交通費システム整備WG】

交通費システム整備WGは、「ガソリン代での精算やバック旅行の精算等も可能とし、会員の利便性を高めたい。」また、「事務局の人件費・作業負担を軽減する。」といった目的を実現するために、最適な交通費システムを検討・導入することを目的として、本年度、設置されました。現在、弁理士会の会員が交通費精算を行う際の要件や運用ルールを検討しております。また、これらを踏まえた上で、導入する交通費システムの候補を選定中です。

【監事会】

監事会は、選挙で選出された10名の監事と2名の外部監事によって構成されております。月一回開催される監事会では、会務と財務の両面から会務活動の適性を監査頂き、監事の皆様からご意見を頂戴して会務に反映させています。

【北陸会】

北陸会は新潟県・富山県・石川県・福井県の4県で構成されております。今年度の北陸会の基本方針は、以下の通りです。

絆プロジェクト事業に積極的協力、実行してい

く。また、本会とは別の角度から、北陸会の独自性を出した活動を行い、金融機関だけでなく、中小企業と深いかかわりを持つ中小企業診断士等、他士業とも連携を行い、金融機関、中小企業診断士その他の士業及び弁理士のそれぞれがメリットを享受できる相互連携を構築することで、中小企業等に対する知的財産創生の効率的な支援や知財意識の向上を図る。

具体的には、金融機関・中小企業診断士と連携することで、中小企業のものづくり（知財創生）を促進するとともに、中小企業の知財意識を高めるためのシンポジウムを開催する予定です（なお現在、コロナ禍の影響で開催するか否かを、検討中です）。



副会長ご挨拶

日本弁理士会副会長 杉村 憲司

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦頂き、令和2年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております杉村憲司です。現在、9月中旬になろうとしていますが、今年度の日本弁理士会は、新型コロナウイルスのために、例年とは全く異なる様々な対応が求められてきました。

現在は、ウィズ・コロナの時代に向け、感染拡大を防ぎながら、いかに経済の回復をはかっていくか、色々な模索が始まっています。産業構造もかなり変わってくると言われており、ひとつには今まで以上に、ITをうまく活用することが重要であることが見え始めています。リモートワークやオンライン帰省等、私達の生活様式も大きく変化してきています。一方では、デジタル化できないもの(アナログ)の価値が高くなっていくことも指摘されています。

今後、日本弁理士会としても、今まで常識だと思われていたことが大きく変化する時代を見据え、ウィズ・コロナの時代におけるイノベーション像を検討していくことが大切であると思います。

このようなコロナ禍にもかかわらず、日本弁理士クラブの会員の皆様には会務へのご支援とご協力を頂き、心から感謝しております。この度、日本弁理士クラブの会報に執筆する機会を頂きましたので、清水善廣会長のもと、昨年秋から最近まで、特にコロナ禍の対応も含め、私に関係いたしましたいくつかの活動のご説明をし、ご挨拶させていただきます。

2. 会務の準備

副会長としての会務は、昨年度の10月より毎週1回開催される次年度会務検討委員会において、事業

計画等の活動状況の説明を伺い、今年度に向けて準備をして参りました。

各副会長の担当も決まり、私は、特許制度運用協議委員会、国際活動センター、防災会議、綱紀委員会、審査委員会、不服審議委員会、紛議調停委員会、処分前公表審議委員会、登録審査会、東北会を担当させて頂くことになりました。

3. 会務のご報告

このように準備して参りました会務でございますが、4月に実際の会務が始まりますと、皆様ご存知のように、日本弁理士会として、新型コロナウイルスの緊急事態に立ち向かう活動が必要となりました。コロナウイルスの感染拡大が続くなか、4月7日には、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫及び福岡の7都府県に対し、緊急事態宣言が発令されました。その後、4月16日には、全国に緊急事態宣言が発令されました。これにより外出自粛の要請が出されました。

このパンデミックによる国際的な公衆衛生上の緊急事態を受け、今年度の日本弁理士会としては、日々変わっていく状況に対応していく活動が求められました。今後、コロナと共に生きていくことが必要となる“ウィズ・コロナ時代”では、弁理士同士が益々「絆」を強め、連携して助け合い、弁理士の健康を守り、仕事の回復をはかり、そして国の経済の復活に貢献していくことが求められていると思います。日本弁理士会が進めています「連携を深める弁理士絆プロジェクト」で掲げられる「絆」が、まさに求められていると思います。

次に、私が担当しております委員会等のいくつか

かについて、活動状況の一端をご紹介します。

【特許制度運用協議委員会】

本委員会は、厳しい外出自粛が始まる直前に、第1回目の会合を開催できました。緊急事態宣言後は、大変な状況の日本弁理士会の会員に向けて、「緊急事態宣言発出後の特許庁の対応」について、第1報から第6報までシリーズで情報を流すよう努力して参りました。

具体的には、日本弁理士会から会員への通知として、「新型コロナウイルス感染症による影響を受けた手続きの取り扱い」を説明しました。例えば、各種手続を所定期限内に行うことが困難となった場合には、柔軟な対応を行うなどの措置があることや、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特許庁審査官との面接では、出願公開されている出願については、Webアプリケーションを利用した面接も実施していること等を周知しました。これらに加え、コロナ感染の事態の重大性に鑑み、特許庁に対して会員からの要望もさせて頂きました。

【国際活動センター】

本年度はコロナの影響で、誠に残念ながら海外との通常の交流が、ほとんどキャンセルや延期になり、海外の主な知財団体とは、オンラインの会合による交流のみとなっています。そのような状況ではありますが、国際活動センターの委員が力を合わせて、「新型コロナウイルス感染症流行に伴う各国の知財庁の措置」について情報を集め、日本弁理士会の会員向け電子フォーラムに公表しました。会員の皆さんが、コロナ禍の諸外国における特許庁の動向を知るための助けになることを願っています。

また、米国企業を中心とした知的財産権に関する団体であるIntellectual Property Owners Association (IPO)のAnnual Meetingには、過去2年間、日本弁理士会のブース出展やプレゼンテーションを行っています。今年も、9月のVirtual Annual Meetingにオンラインで委員が参加する予定です。コロナ禍においても、海外との絆を保つ方法を模索

しています。

【防災会議】

防災会議は、地震、台風等の大災害が起きた場合に、会員の安否、会員の健康や仕事の状態を確認し、また、防災備品を各地域会に備えて頂くことを支援する業務等をしております。

今後はこれらに加え、コロナ禍における会員の健康、職場環境、必要な救済等、会員の仕事が健全に機能しているかという観点から対策を策定することが大切になっています。防災会議として、この新しいテーマにどう取り組んでいくかが、本年度の重要な課題となっています。

私は、防災会議の議長を務めた経験があり、2016年4月の熊本地震の際は、他の委員の先生方と一緒に、会員の安否確認等の現場の陣頭指揮をとりました。本年度は、それらの最前線での経験を活かしてお役に立てますよう尽力させて頂こうと考えています。

【東北会】

本年度の東北会は、コロナ禍のもと、オンラインで人の出会いの「絆」をいかに築かが課題となっています。東北会では、今までは実際に集まって開催した地域会の総会を、Web総会として開催したいという要望を、日本弁理士会に提出しました。その結果、地域会のWeb総会が可能となり、東北会においては6月末にWeb総会を開催し会員同士の強い「絆」を保つことができました。

4. おわりに

世界の感染症の歴史を調べて見ますと、過去にも様々な感染症が起きています。例えば、今回のコロナでスペイン風邪のことが注目されています。当時の日本では、スペイン風邪予防のための注意喚起として、「人が集まる場所には行かない」「外出するときはマスクをする」等があったようで、今回のコロナ予防策と同じだったようです。（「感染症対人類の世界史」池上彰、増田ユリヤ著）一方、今回のコロナ

禍においては、オンラインで、会議やイベントや大学等の授業や仕事が可能になっていることは、スペイン風邪の大流行のときには考えもできなかったことと思います。オンラインを活用して、海外との対話ができることを実感し、オンラインによってむしろ距離が縮まっているとも言えると思います。

ウィズ・コロナの時代に向け、ITの活用やデジタルシフトが進むと考えられ、産業構造が変化する中で、新しいイノベーションが求められると思います。また、世界中の科学者が新型コロナウイルスを研究し、ワクチンや治療薬の開発に全力をあげてい

ます。科学技術に関する知的財産の専門家である弁理士としましては、今まで以上に、皆で絆を強め深めながら知恵を出し合って、ウィズ・コロナ時代における新しいイノベーション創出に尽力し、感染防止や経済の回復に少しでも貢献していくことができればと思います。

結びとなりますが、今年度は、教科書のない新しいチャレンジを求められる年になりますので、日本弁理士クラブの会員の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

常議員会報告

日本弁理士会常議員 西島孝喜

1. 常議員会の構成

今年度の弁理士会はコロナ禍の真只中でのスタートとなり、政府の緊急事態宣言の発出とほぼ同時でした。これにより役員会の活動は変更を余儀なくされました。そして、その関連行事は、略中止となるなど過去に経験したことのない状況を強いられました。常議員会は役員会の活動と深く関わっているため大きく影響を受けております。常議員会は、役員会に対して独立性を有する構成となっており、全国9の選挙区から選ばれた60名から構成され任期は2年で1年ごとに半分の30名が選出され入れ替わります。常議員会では議題について役員会からの説明を踏まえて議論をします。

2. 第1回常議員会

当初の第1回常議員会の予定は、4月の第2週目でしたが、その後、4月の第4週目に変更され、さらに5月20日に変更されました。そして常議員会のやり方も一堂に会して議論する従来のやり方からウェブ会議システムを利用して、参加者がほぼそれぞれの場所から映像で参加するオンライン形式に変更されました。第1回常議員会では、総会の予定議案として (1) 令和2年度執行理事の選任、(2) 令和元年度事業報告、(3) 令和元年度決算、(4) 令和2年度事業計画、(5) 東京倶楽部ビルディング14階の借室（増床）、(6) 特別会計会館施設整備等準備基金積立金の取り崩し、(7) 令和2年度予算、(8) 本年度の地域会定期総会をウェブ会議システムを利用して開催すること、(9) 令和2年度外部常議員の選任、(10) 令和2年度外部監事の選任、の承認を求める件が議題とされました。この他、(11) 審査委員会予備委員の補充、及び (12) 常議員会分科会委員の選任の件が上げられました。

結果的に全ての議案は承認されましたが、この中で、最も活発な議論が交わされたのは (5) 東京倶

楽部ビルディング14階の借室（増床）の件です。賛否両論が激しく飛び交ったのは、現在コロナ禍の状況にあることも1つの要因と思われますが、弁理士会の現状、将来性、方向性等の認識が発言者によってそれぞれ異なっていることに起因するのではないかという印象です。

3. 雑感

上記しましたように第1回常議員会は、ウェブ会議システムを利用して、参加者がほぼそれぞれの場所から映像で参加するという、従来とは異なるやり方でおこなわれました。結果として、6時間を超える時間がかかりましたが、個人的には、活発に意見が交換され、役員会も常議員会の中の議論を有意義に感じたのではないかという印象です。参加者も周りの空気に気を使う必要がなく、ある種、リラックスできたのではないかと感じました。また、会議参加のための時間的、費用的負担も軽減できるのではないかと感じました。

4. 常議員会の今後について

今後の常議員会は、コロナ禍の第2波、第3波を避けつつ設定され、開催されることになると考えられます。コロナ禍対応を余儀なくされている社会構造の変化が知財環境を変化させていることに間違いありません。議論が白熱した第1回常議員会の (5) 東京倶楽部ビルディング14階の借室（増床）の件のように、コロナ禍によって常議員の意識がバラバラとなり、議案内容によっては、議論を集約させることが難しくなる可能性が出てくると思います。コロナ禍に起因する知財状況の地殻変動もあり得ると考えられ、今後の常議員会は、コロナ禍で顕在化してくる未経験の課題に起因する議案が提示されることを予想しておく必要があると思います。

監事会報告

監事長 飯塚 義 仁

2年度監事として日本弁理士会監事会の監事長を仰せつかっております飯塚義仁です。監事会報告をさせていただきます。

監事会は、会員より選出された2年度監事5名及び1年度監事5名と、総会で承認された外部監事2名とで組織されており、監事長及び副監事長は監事及び外部監事の互選により定められます。本年度の副監事長には2年度監事の川久保新一先生と1年度監事の渡邊敬介先生が務められております。外部監事には、前年度に引き続き岡孝先生（元学習院大学法学部教授）、本年度より加藤泰助先生（元日本知的財産協会理事長）をお願いしております。また、監事会担当の弁理士会副会長は、会務担当が須藤晃伸先生、会計担当が藤沢昭太郎先生であり、担当執行理事として樺澤聡先生に監事会ご出席頂いております。

監事会は、執行役員会の会務の執行並びに日本弁理士会の資産及び会計の状況を監査することを職務としており、原則として毎月の最終月曜日に開催され、概ね午後4時間程かけて会務監査と会計監査を行っております。会務監査は、主として、事前に配布された前月の執行役員会議事録について各監事から出された質問事項に対して担当副会長からの説明を受け質疑応答するという形態で進められます。会計監査は、主として、担当副会長による会計状況の説明及び質疑とその後の突合監査とからなっています。なお、会務監査における議論は執行役員会議事録に限らず、そこから派生して会務諸々に及ぶこともあります。

これは単なる記憶にすぎないので、正確さに欠ける点があるとは思いますが、昨年度においては、監事会での議論が一体どのように会務にフィードバックされるのか、というようなことが話題にのぼったこともあったかと思えます。確か、常に監事会での議論のすべてが執行役員会にフィードバックされる

というわけではなく、必要に応じて執行役員会にフィードバックされる、というようなことであったかと記憶しております。また、当然のこととして、監事会での審議・議論の詳細が弁理士会会員諸氏のお目にとまることは通常なく、監査報告という総括的な報告の形で提示されるだけです。

このように監事会での審議・議論は直接的には会員諸氏のお目にとまることはないのですが、そうとは知られずに、何事かを出来させることもあるのかなと、最近、役員選挙の季節を迎えて（本稿執筆時）しきりに思うのであります。思えば、昨年弁理士会監事選挙は初の（多分）投票となり、その結果、本年の1年度監事5名は文字通りの選良として選出された次第です。これに関連し、役員会の会務執行状況（出席状況等）について監事会で議論があったことが思い出されました。勿論、両出来事に何の関連性もないのですが、奇しくもシンクロしているな、との思いしきりでありました。なお、投票選挙になるということは弁理士会監事会の重要性が目ざれているということなので、歓迎すべきことでありましょう。因に“弁理士会監事”でネット検索をかけましたら、昨年選挙の過熱？を反映してか、「監事会も、ITが分からない老齢弁理士が、変な質問をしてくと聞いた」などという匿名ブログの残存記事もヒットし、生粋の老齢っ子である小生などは冷や汗ものですが、一体誰から聞いたのか？疑問も残ります。しかし、老若男女・所長所員どなたが監事になろうとも、監事としての職務は公正に全うされねばならないこと、匿名子にも当然わかって頂けているとは思います。

最後に、地域会の事務の執行及び会計の監査は各地域会の監査役が行いますが、本部の監事会による監査項目ともなっていることを申し添えます。

日本弁理士会研修所について

日本弁理士会研修所副所長 石橋良規

令和2年度の日本弁理士会研修所の活動をご報告いたします。

1. 会員研修

皆様ご承知のとおり、コロナ禍の現状において、座学による集合研修の実施が難しい状況が続いております。とはいえ、原則全会員が5年間で70単位の研修を受講する必要があります、これはコロナ禍でも変わりません。従いまして、研修所では、eラーニング研修のコンテンツの充実化に鋭意取り組んでおります。現在200本を超えるコンテンツがアップロードされておりますので、会員の皆様におかれましては、是非ともeラーニング研修の受講をお願いいたします。

コロナ禍においては、インターネットにより研修をライブで配信するタイプの研修（いわゆるオンラインライブ研修）が様々な場所で行われるようになりました。しかしながら、現在の会則上、オンラインライブ研修は、集合研修にも属さず（出欠や途中退出などの管理ができない）、またeラーニング研修にも属さない（講義を最後まで受講しているか否かのログが残らず、効果確認テストができない）ことから、継続研修としての単位が付与できない状況です。研修所においては、このオンラインライブ研修についても単位付与が可能となるよう、特許庁と協力しつつ検討を進めております。

上記の通り、コロナ禍において研修が受講し難い状況ではありますが、来年（令和3年：2021年）3月31日までに、すべての会員が受講しなければならない、必修科目が3科目あります。

- ・「平成30年度弁理士法改正説明会（データ管理業務）」 1単位（=1時間）
- ・「平成30年度弁理士法改正説明会（標準関連業務）」 1単位（=1時間）
- ・「令和元年度特許法等改正説明会」 1単位（=1時間）

上記の3科目については、いずれもeラーニングコンテンツがありますので、未受講の場合は、速やかに受講をお願いいたします。

2. 倫理研修

今年度（令和2年度）、倫理研修を受講する必要があるのは、Cグループの皆様です。また、昨年度受講すべきだったBグループの皆様の中にも、コロナ禍の影響で受講できていない方がおられるかもしれません。

研修所では、コロナ禍の影響で中止していた倫理集合研修を令和2年11月中旬より、再開いたします。詳細については、2020年10月27日付の日本弁理士会からのE-mailをご確認いただき、該当する会員の皆様におかれましては速やかに受講をお願いいたします。

3. 能力担保研修

付記弁理士試験の受験に必要な能力担保研修は、特許庁や弁護士会のご協力のもと、今年度も無事に実施され終了いたしました。

来年度（令和3年度）の募集は、12月からを予定しております。

4. 実務修習

コロナ禍の影響で今年度は弁理士試験も延期されましたが、3月末には最終合格発表が予定されております。従いまして、弁理士試験合格者を対象とする実務修習は、来年（令和3年）4月より実施する予定です（すべての集合研修をオンラインで実施すべく準備をしております）。

以上



中央知的財産研究所の活動報告

中央知的財産研究所所長 伊丹 勝

1. はじめに

日本弁理士会中央知的財産研究所は、発足25年目を迎えます。当研究所の特色は、次の点にあります。

(1) 豊富な研究陣

知的財産分野で活躍している学者などの外部研究員と実務家でもある会員の内部研究員とが一緒になって、知的財産に関する共通のテーマについて研究を行っております。アカデミックな視点と実務家の視点とをミックスさせることで、地に足が付いた研究を行うことができるというメリットがあります。

(2) ホットで関心が高い研究テーマ

会員からの要望を踏まえて、会員が最も興味を持つテーマを選定しています。1つのテーマを中心に、各研究員が様々な視点から研究を行い、厚みのある研究成果が得られるようになっております。

(3) 研究成果のタイムリーな発信

当研究所の研究成果は、「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に還元している他、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。この他、会員向け研究発表会や公開フォーラム等の機会でも研究成果を還元しております。

平成30年度よりWeb上での論文公開を開始いたしました。昨年度からはホットなテーマをいち早く発表しようという趣旨で、「別冊パテント」発行前の論文のWeb上での「早期公開」を開始しました。最新の研究成果を弁理士会のHPから是非ご参照下さい。

2. 研究活動

当研究所では、研究テーマ毎に本会会員でない外部研究員と本会会員たる内部研究員とで構成される研究部会を、東京に3部会、関西に1部会設置し、そ

れぞれ次のようなテーマについて研究を行っております。研究員については、弁理士会のHPで公開されておりますので、そちらをご覧ください。

(1)「超スマート社会（Society 5.0）」に適合する知的財産保護の制度のあり方」(平成30年10月1日～令和2年7月31日)

本テーマは、関西の部会が担当しました。近年、進行している「超スマート社会（Society 5.0）」に適合する知的財産保護の制度・運用のあり方について検討しました。対象とした知的財産制度は、特許制度を中心としつつ、報告者の問題関心に応じ、他の分野も含むものであります。IoTやAI時代のデータの保護のあり方など、ホットなテーマを研究しています。主任研究員は、名古屋大学法科大学院の鈴木將文教授です。研究成果は、別冊パテント第23号で報告しております。

(2)「知的財産と経済」(平成30年11月1日～令和2年9月30日)

本テーマは、知的財産について、経済学的アプローチからの研究となります。そもそも産業財産権制度は、産業の発展のために存在している制度ですから、経済学的なアプローチで、その効果が見えてこそ、知的財産制度の存在意義が理解されるのだと思います。そこで、中央知的財産研究所では、原点に立ち返り、「知的財産」と「経済」との関連について研究を行いました。

ただし、メインテーマである「知的財産と経済」は、その範囲が漠然としているため、「知的財産競争とイノベーション」とのサブテーマを掲げています。このサブテーマは、経済成長といったマクロ的アプローチよりも、経営戦略・技術戦略・法務戦略・産業組織などミクロ的なアプローチを中心にしていただくことを企図したものであります。主任研

究員は、経済学者でもあり、元公正取引委員会の委員でもあった一橋大学の小田切宏之名誉教授です。研究成果は、別冊パテント第24号で発表する予定です。現在、先行公開中です。

(3)「日本商標法の未来のための方策検討」(平成31年3月1日～令和2年12月31日)

商標法関連の研究部会として、意見募集で要望が多かった「証明商標」、「普通名称化と防止措置」、「ディスクレーム」、「コンセント制度」、「ライセンス問題と独禁法」、「不使用商標に基づく権利行使、不使用の抗弁」、「損害不発生の抗弁」、「ストロングマーク、ウィークマークの権利の効力」、「名声への接近と希釈化」、「悪意の商標」、「トレードドレスの保護」などの研究を行いました。主任研究員は、土肥一史先生(吉備国際大学大学院特任教授・一橋大学名誉教授・弁護士)です。研究成果は、別冊パテント第25号で発表する予定です。現在、先行公開中です。

(4)「イノベーション推進に向けた特許の保護対象－更なる研究－」(令和元年8月1日～令和3年5月31日)

本部会では、次世代に向けたイノベーション推進に向けて、特許の保護対象とはいかなるものであるべきかをテーマとして取り上げ、同様のタイトルで研究を行いました。研究報告は、別冊パテント第22号で発表いたしました。

本テーマは、会員の関心が高いので、「更なる研究」として、特に、AIやIoTに関連するプログラム発明やビジネス発明について研究を掘り下げていくこととしました。今回の研究では、次世代に向けたイノベーション推進に向けて、特許の保護対象とはいかなるものであるべきかについて、さらに掘り下げて研究を行っています。主任研究員は、高林 龍先生(早稲田大学法学学術院教授)です。

3. 研究成果の発表

(1) 第13回会員向け研究発表会の実施

会員が興味を持っているテーマについて、会員向け研究発表会を年明けに東京及び大阪で開催しています。昨年度は、「知的財産と経済」の研究部会の主任研究員である小田切宏之・一橋大学名誉教授にお願いしました。テーマは「知的財産権と独占禁止法－知識専有と競争促進のバランスをどう考えるか」

でした。今年、コロナウイルス感染拡大の影響下、どのような形式で行うか検討中です。

(2) 第17回(弁理士制度120周年記念)公開フォーラムの実施

昨年度も、当研究所の研究活動の一端を紹介するために、「イノベーション推進に向けた特許の保護対象の研究」の研究部会を中心とした、公開フォーラムを11月29日に東京で、11月22日に大阪で、それぞれ開催しました。昨年度は、弁理士制度120周年の記念フォーラムとして位置付けました。テーマは、「イノベーション推進に役立つ特許の保護対象－ソフトウェア・AI、ビジネス方法－」です。講師は、主任研究員の高林龍先生、研究員の田村善之先生、前田健先生、酒井将行先生、山口和弘先生にお願いしました。

本年度は、コロナウイルス感染拡大の影響下、どのような形式で行うか検討中です。

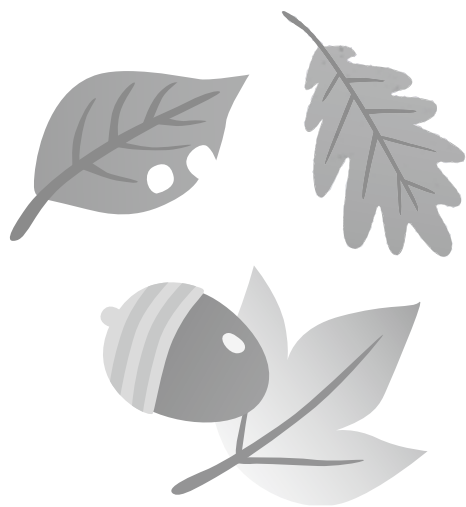
4. 研究成果のウェブ掲載と早期公開(先行公開)について

別冊パテントの掲載論文のウェブ上での公開は、各論文の入手容易性を高めることから、読者と著者のどちらにとっても大きなメリットがあると考えられます。そこで、著者からウェブ公開の同意を得る手順を整備し、別冊パテント第20号から、全ての記事について著者の同意を得た上で、ウェブ公開を開始いたしました。

ウェブ公開の他のメリットとしては、印刷・発送のプロセスが無い場合、より早く公表することが可能であることが挙げられます。そこで、別冊パテント第22号以降では、印刷物のプリント前にウェブ上でPDF版を早期公開(先行公開)しています。既に公開しておりますので、是非ご覧下さい。今後も、研究成果の速やかな公表を進めてまいります。

5. 終わりに

当研究所では、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。今後とも、ご支援、ご鞭撻を宜しくお願いいたします。





知的財産支援センター長挨拶

知的財産支援センター センター長 羽鳥 亘

1. はじめに

支援センター長4年目になりました羽鳥亘（無名会）です。

日本弁理士会の対外支援事業の中核となる組織である支援センターは、昨年度発足20周年となり、人に例えれば成人式後の確実な成人としての第一歩を歩みだすことになりました。

本年度は、支援センターの設立意義の再認識と、各事業部の活動内容の再認識を改めて行う事により、弁理士使命条項に記載された「知的財産権の利用の促進」を担保し得る積極的対外支援を行う中核組織として、より一歩進んだ形で活動を加速して行きたいと考えております。

特に、支援センターの支援の有り様は、地域会ができることは地域会が行うこととし、特に関東、関西、東海以外の、運営を担う会員数を充分確保することが難しく、かつ広域である事情を抱える6地域会が行う知財支援活動を、積極的に応援していきたいと考えています。

日本弁理士会は、「知的財産推進計画」策定前から、中小企業を軸とする地域知財支援や教育支援を行なってきており、国民の負託に応えるべき社会的組織としての責務を、当然のように果たしてきたものと考えています。

支援センターに課せられた使命は、これに加えて、社会貢献事業を、日本弁理士会のプレゼンス向上という明確な意義に収斂させながら、バランス良く、かつ効果的に発展させることにありますので、この方向性を基本活動として大切に育てていきたいと考えております。

尚、新型コロナ対策としてのリモート授業や各種

講演等も積極的に検討・実施していきます。

2. 活動の主な柱

本年度は、支援センターの本業を確実に実行するために、次の項目を柱として、事業展開したいと考えています。

- (1) 教育支援体制
- (2) 協定を軸とした活動
- (3) 出願援助事業による支援
- (4) 支援情報及び成果の一元化

3. 事業概要（各論）

- (1) 教育支援体制

①弁理士会として、小中高生に対する出張授業を開始して15年以上となりますが、今後とも、関東、東海、関西以外の地域会において小中高の知財授業の「講師のなり手」を育成することに力を入れて行きます。

特に、関東、東海、関西以外の6地域会にある小中高生から出張授業依頼があった場合だけでなく、当該地域の青少年少女発明クラブ（発明推進協会運営）に対して、該当地域在住の全会員を対象に広く講師を募集することにより、多くの会員の協力を得て出張授業を行って行きたいと考えております。

また、上記出張授業に際しては、新型コロナ対策として、リモートによる授業も検討・実施していきます。

授業用コンテンツ等の追加・改良等を行う事により、このコンテンツを積極的に活用した弁理士による知的財産教育体制を確立し、該当地域在住の会員が講師として永続的に知財授業を行う事が出来るよ

うに「講師のなり手育成」を積極的に行います。

特に、新型コロナ対策として、弁理士会HPに、短時間で聴講可能な授業用コンテンツを複数アップすることにより、会員がリモート授業を行う場合に、容易に利用することが出来るようにします。

また、上記「講師のなり手育成」を、弁理士法に規定されている「知的財産の専門家である弁理士」が「弁理士による知的財産権の利用の促進」を行う積極的対外支援（社会貢献）活動として対外的に広く広報して行きたいと思えます。

従前から行っている、内閣府「知財創造教育推進コンソーシアム」への協力（実証授業への参加、教育教材の提供など）を引き続き行って行きます。

②本年度も、国立高等専門学校機構との知財支援協定に基づき、51高専に対して、その要望に基づく具体的支援を、支部と共に実行して行きます。また、高専からの様々なニーズに対応するため、既存の、概要編・演習編・侵害（対応）編（高専側の希望のテーマに沿って講師がオリジナルな授業を行う）オーダーメイド授業を行うとともに、J-PlatPatを使用した検索編も充実させて行きます。また、上記授業に際しては、新型コロナ対策として、リモートによる授業も検討・実施して行きます。高専機構と、高専事業に関する連絡会議も引き続き行います。

③大学等支援としては、本年度も知的財産関連の各種講義（通期講座・単発セミナーを含む）を提供して行きます。

講義希望の大学等を選定する場合の選定基準をより明確化するとともに、個別大学支援の枠組みを超え、新たな大学支援のスキムを確立したいと考えています。

この大学支援を通して、知財人材の育成に寄与していければと願っています。

④医療系学会等支援グループによる、日本医工ものづくりコモンズ等医療系学会等への協力を行って行きます。

昨年に引き続き、医療学会等に対して、要請に応

じて弁理士を派遣し、知的財産に関するセミナーや相談会を開催して行きます。

医療機器の開発には、メーカーだけではなく医師が携わるケースがあり、現場の医師からは知的財産に関する知識を身につけたいとの要望があります。支援センターでは、実務に携わる医師の方々に対し、知的財産の基礎はもちろん権利化の際の注意点まで細やかに説明し、医療分野における発明を応援して行きます。

(2) 知財支援協定による当該地方自治体の知財活性化事業への協力

支援センターは、地方自治体（22道県・6市（5県は満了））と知財支援協定を締結し、知的財産セミナー等を開催して、当該地方自治体の知財活性化事業に協力してきました。今後とも協定締結数がさらに増加していく予定です。

また、協定事業に際しては、新型コロナ対策として、リモートによる講演等も検討・実施して行きます。

一般社団法人中小企業診断協会と協定を結んだ後、現在、傘下の各都道府県の協会と各支部との覚書締結が、全県で締結されています。本年度は、様々な企画を介して、これらの協定を実のあるものに行いたいと考えます。

(3) 出願援助事業による支援

前年度休止していた出願援助事業を内容・運用を一部変更して今年度から再開します。

具体的には、ほぼ全ての出願手続費用を援助していた従来のやり方を改め、出願手続費用の一部のみを援助することを考えています。

また、通年で申請を受け付けるのではなく、一定の募集期間を設ける方法にすることを考えています。

(4) 支援情報及び成果の一元化

6地域会をフォローアップするためのシンクタンク機能の充実化や、支援情報及び成果の一元化に対応したいと考えています。この趣旨に基づき、本年度も、各地域会からの情報の共有化を図ります。

以上



ご挨拶

〈令和2年度知的財産経営センターの 取り組みについて〉

知的財産経営センター センター長 松浦喜多男

1. はじめに

知的財産経営センターは、設立4年目になります。この3年の活動で、統括会議や横断的組織などを介して、各事業の活動が明らかとなり、本センター設立趣旨である、知財経営に関する分野での相互活用及び一元化を加速する環境が整ってきました。本年度は、事業本部制を解消し、その垣根を外して知見の相互活用や、統合的事業の実行がさらに図られる体制とし、役員会の本年度運営方針を効率的に実行したいと考えています。

また、本年は会長2年目に当たり、前年度事業の成果を刈り取る年ですので、実行体制を整えたことと相まって、中小企業支援を中心とする、重要実践課題につき対応していきたいと考えます。一方、ご承知のように、コロナ禍により、活動が制限されています。ZOOMなどを利用しながら、あせらずに活動を実行できればと思います。

以下に、知的財産経営センターの取り組み方針を簡単にご紹介し、ご挨拶とさせていただきます。日弁会員の温かいご支援をお願い申し上げます

2. 本年度の重点事業

(1) 研究プロジェクトチームによる研究

特定研究課題の下に研究プロジェクトチームを立ち上げ、事業の実行とは別枠で、知財経営について研究し、その成果を各事業部の事業に反映させる仕組みを作りました。これにより、事業の実行と、研究とを区別し、センターの事業実行に資する研究を刺激し、センター事業の展望を確保するようにしました。

(2) 知財経営コンサルティング研修の一層の充実

昨年度から、履修支援員となるか否かに拘らず、知財経営コンサルティングに必要な知識やスキルの習得から、その実践のための演習までをカバーする体系的な研修プログラムを提供してきました。本年度はこれをさらに充実させ、会員全体の一般的研修プログラムとして定着するようにします。このため、研修プログラムのeラーニング化を積極的に目指します。これを通じて、会員自らが、業務として知財経営コンサルティングを実践するための環境を整えます。

(3) ビジネスプランコンテストの実行

技術・ブランド・デザインなどの知的財産を用いた、萌芽的ビジネスプランを発掘し、育成するため、ビジネスプランコンテストを開催します。新たな技術・デザイン・ビジネスモデルを利用した独創的ビジネスプランや、商標を使ってブランディングする優れたビジネスプランに対して、表彰のほか、副賞として最高50万円を授与します。また、表彰を受けた案件に対しては、弁理士等によるフォローアップを行います。

(4) キャラバン事業の新たな展開

キャラバン事業は、実効性のある中小企業支援を目指し、平成27年度にスタートしました。その成果として、中小企業支援の実績の上積だけでなく、弁理士による知財経営コンサルへの周囲の理解と期待を高め、弁理士の業務の拡張に展望を拓いたと評価しています。

本年度は、企業支援の成果の会員還元という観点

で、企業を特定し、これに対して支援を集中して、コンサルの具体的手法や経営課題を顕在させるため、特定支援型キャラバン事業を展開します。また、特許庁のIPAS事業を支援するために、あまり制限を設けずに、広くスタートアップ企業を支援するため、従来型支援も継続したいと考えています。

(5) 会員の価値評価スキルの向上のための取り組み

昨年度から、評価人候補者を対象として行ってきた価値評価研修を、全会員に開放しました。本年度も、全会員が、価値評価についての様々な知見や情報を取得しやすくし、価値評価スキルのボトムアップを図ります。

さらに、価値評価に関する裁判所などからの依頼に対しても、積極的に対応します。

(6) 知財活用に会員が積極的に参画し、その活動基盤を拡張するための活動

次の活動を積極的に行います。

イ 知財流通流動化事業をさらに機能化強化するため、「知財マッチングサービス」と名を改めました。この事業をさらに改良し、会員が技術移転に積極的に参画する環境を整えます。

ロ 銀行、ファンド等知財金融現場と連携し、会員の業務展開への道筋をつけたいと考えています。

ハ 知財ビジネス提案書に関し、当センターは評価機関として名乗りを上げています。

この取り組みにも、丁寧に対応していきます。

ニ 士業交流会などを企画実行し、他士業との連携を深め、弁理士及び弁理士会のプレゼンスを向上したいと考えています。

(7) コンサル能力が担保された会員への対応

キャラバン事業と関係して、履修支援員、推薦支援員と呼称していたのを、今後はコンサル能力が担保されているものを、「JPAA知財コンサルタント」の使用を認める例規改正を行いました。この活用により、知財コンサルを行う会員を支援できればと考えています。

以上



国際活動センターについて

国際活動センター センター長 渡邊伸一

1. はじめに

今年度、国際活動センター長を仰せつかりました渡邊伸一です。今年はコロナ禍のために国際活動センターの活動にも非常に大きな影響が生じておりますが、前センター長の本多敬子先生、前々センター長の大西正悟先生をはじめセンター員の皆様の多大なるサポートのもと、微力ではありますが、しっかりと職務を全うしたいと思っております。

2. 国際活動センターの組織

国際活動センターは、センター長、副センター長、センター員総勢100名ほどで4つの部会を構成して活動し、さらに各事業の実施においては、事業毎にプロジェクトグループ（PG）を立ち上げてその実行を担っております。

部会は「日本情報発信部」、「国際政策研究部」ならびにアジア・オセアニア部、欧州・アフリカ部および米州部からなる「外国情報部」に分かれており、以下のような活動を行っております。

日本情報発信部は、日本の知財情報を海外に向かって発信していく部会です。昨年度は広報センターと協力して日本弁理士会の英文ホームページの大改訂を成し遂げました。今年度は、定期的なアップデートを継続的に行うための仕組み作りに取り組んでおります。また昨年度、装いも新たに開始された海外でのセミナー企画（Discover IP Japan）を今年度も引き続き実施する予定です。今年度は昨年度のように実際にセンター員を海外に派遣することはできませんが、ウェビナー形式での開催の準備を進めており、既に年明けにテキサス州ヒューストンの代理人団体（HIPLA）と共同でセミナーを開催することが決定しています。海外と

の時差による制約はありますが、ウェブ会議技術の進歩は、弁理士会の国際活動の幅を大きく広げてくれると感じています。

国際政策研究部では、国際会議対応プロジェクトグループ（PG1～3）と協働し、世界知的所有権機関（WIPO）、世界税関機関（WCO）等の国際機関で行われる会議の議題について、関連する実務系委員会と連携して詳細な検討と本会における意見集約・意見発信を行っています。これらの国際会議も今年度前半は全て延期となりました。本年度後半からは、徐々に再開となる見込みですが、いまだ実際の海外渡航は難しく、また日本の夜間に長時間、数日にわたって開催される会議であるため、ウェブでの参加も難しい状況です。当面はネット経由での意見の提出、議事録の分析に活動を限定せざるを得ない状況であり、やはり一日も早いコロナの収束が望まれます。

外国情報部では、担当する各地の知財の研究・情報収集を行い、セミナーなどによる会員への情報発信等を行っています。会員に影響のある法改正・プラクティスの変更があった際は各部の担当者が情報確認を行い、必要に応じて会員にメール発信を行っています。また、USPTO、EPO、EUIPO、KIPO、CNIPAなど担当する地域の知財庁とも可能な限り意見交換の場を持ち、ユーザーの意見をお伝えしております。さらに、今年度は4月の新年度が始まるやいなや、各国知財庁のコロナ対応措置に関する情報を各外国情報部にご協力いただいて収集し、会員に周知する取り組みを行いました。緊急事態宣言発令の前後で日本の社会全体が混乱していた中、ボランティアでこのような活動にご協力いただいたセンター員の方々、特にとりまとめを行ってく

ださった筒井章子副センター長にこの場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

3. 国際活動センターの活動

海外団体・組織との関係においては、これまで定期的に交流を重ねてまいりました団体との良好な関係を維持すると共に新たな団体とも交流が広がっております。今年はコロナ禍のために非常にイレギュラーな年となっておりますが、以下にこれら活動の一部をご紹介します。

例年4月には米国よりAIPLAのJapan Committeeが来日し、セミナー・交流会を行っておりますが、今年はコロナ禍のため、キャンセルとなってしまいました。しかし、それに代えて、8月にZoomを使ったミーティングを試行し、役員も交えた交流を行いました。このようなZoomを使ったミーティングをAIPLA年次大会の前後に再度行う方向で準備が進められています。今後はこのようなウェブ会議による交流会も増えてくると予想されます。韓国弁理士会（KPAA）との交流会も11月にZoomで行う予定です。

9月後半には、米国知的財産権者協会（IPO）の年次大会に参加します。IPOも今年はヴァーチャルでの開催となりました。国際活動センターでは、ここ数年、IPOのアジア実務委員会（APC）でプレゼンテーションを行っており、昨年度は特許庁と連携してブースも出展いたしました。今年度はヴァーチャル開催のため、当初予定していたブース出展はキャンセルせざるを得ませんでした。APCのメンバー向けに意匠法改正に関するプレゼンを録画し、ウェブ上で閲覧できるようにアレンジしていただきました。そのほか、IPO年次大会では期間中、多数のセッション・レセプションが開催されますが、いずれも日本時間の深夜から早朝にかけての時間に開催されるため、ウェブだから気軽に参加できるという状況では無いようです。

また、9月28日には、英国公認特許代理人協会（CIPA）からの提案で、標準必須特許（SEPs）及びFRANDに関する英国最高裁判決についてのウェビナーが開催されることになりました。日本と欧州

との時差は約8時間、日本の夕方が欧州の朝となることから、欧州とであればウェビナーやウェブ会議も比較的開催しやすいように思われます。なお、今年の6月24日にはEPO主催のSACEPO（Standing Advisory Committee before the European Patent Office）という会議が開催され、国際活動センターSACEPO PGのメンバーがウェブで参加していますが、時差の問題はさほど無いとはいえ、まだまだ通信速度が十分でないといった問題も浮き彫りになりました。

12月には、中国江西省の南昌市で「中国国際商標フェスティバル」が開催される予定です。こちらも実際に現地へ赴くことは難しい状況ですが、ヴァーチャルでの参加、交流を検討しています。

そのほか、当初の事業計画では、隔年で実施しているアジアセミナーを2月にミャンマーで開催する予定でした。ミャンマーでは今年10月に知財庁が開設される予定であり、それに合わせて今年度アジアセミナーを実施できればと思っていましたが、コロナ禍のため、これまでと同様な形式でのセミナー開催は難しく、そのため対象をミャンマーの知財関係者に絞ったセミナー・交流会を開催する方向で検討を進めています。また、昨年度実施して好評を得たアジアツアーを今年も実施する予定でしたが、こちらも実施の見込みが立たない状況です。次年度には、今年実施できなかった多くの企画を実現したいと願っています。

4. 最後に

国際的ハーモナイゼーションが進む中、日本弁理士会の国際的プレゼンスを更に向上できるよう、また世界の動きをタイムリーに会員の皆様にお伝えできるようセンター員一同力を注いでおります。また今後は、コロナ禍のために一挙に普及したウェブ会議システムなどの新たなツールも活用して、さらに活動の幅を広げていければと考えています。日本弁理士クラブの先生方には、一層のご指導ご鞭撻ご協力を賜れますようお願い申し上げます。

以上

広報センターについて

副センター長 橋本 清

1. 広報センターの概要

広報センターは、平成22年4月1日から日本弁理士会（以下、「弁理士会」）の附属機関として活動を開始しました。弁理士会会員（以下、「会員」）に対して、知的財産権制度、弁理士会の会務等に関する有用な情報を提供すると共に、広く一般社会、関係諸団体、地方自治体等に対して、知的財産権制度、弁理士会の存在及び活動を周知することを目的として活動しています。

そのため、会員向けである対内的活動として、パテント、パテントアトニー等の広報誌の発行、ホームページの作成、運営等を行っています。又、一般社会等向けである対外的活動としては、新聞、マスコミに対する広報活動、ノベルティグッズの企画、製作等を行っています。ホームページについては、対外活動でもあります。

2. 広報センターの組織

広報センターは、その活動目的、活動内容に対応して、企画総務部、第1事業部、第2事業部、第3事業部、会誌編集部という5つの部会に区分されており、運営委員は、これらの何れかの部会に所属しています。

そして、各部会には、部会の責任者としての部長、部会を担当する副センター長が配置されており、センター長、副センター長、各部会の部長を中心に構成され、広報センターの活動全体について議論する広報企画会議が設置されています。

以下、広報企画会議、各部会の役割と活動について、簡単にご紹介します。

2.1. 広報企画会議

広報企画会議は、センター長、副センター長、各部会の部長の他、弁理士会の広報センター担当副会長、執行理事等が加わって構成され、広報センターの活動全体について議論が行われます。

具体的には、広報センターの事業全体の計画策定、進行状況の確認等を行うと共に、各部会の情報共有が図られます。又、弁理士会執行役員会との意思疎通を図ると共に、各部会からの要望、企画等を検討し、広報センターとしての意思決定を行います。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大によって、会議室に集合して開催するのではなく、原則、オンラインによるウェブ会議を開催しています。

2.2. 企画総務部

企画総務部は、広報センターの運営及び活動に関する企画及び立案を行います。又、他の部会では行わない、広報センターの運営委員の手引き・活動記録の編集、改定等、広報センターの事務、管理も行っていきます。

企画総務部を含め各部会の会議は、原則、広報企画会議後に、原則、オンラインによるウェブ会議によって開催しています。

2.3. 第1事業部

第1事業部は、各種イベントを企画、立案して、これらイベントを活用した広報活動を行います。「弁理士の日」等の記念事業、弁理士会の各イベント等において、配布されるノベルティグッズの制作を行ったり、弁理士会のマスコットキャラクターである「はっぴょん」の着ぐるみの制作も行っています。

2.4. 第2事業部

第2事業部は、新聞、マスコミに対する記者会見、マスコミ対応等、マスメディアを活用した広報活動を行います。新聞社、雑誌社、関係諸団体等を招待して、年に数回開催される記者会見、記者勉強会、記者懇談会等に対応します。又、新聞社、雑誌社等からの取材にも対応します。

会員の皆様からの良きご意見、ご提案等が頂ければ、積極的に検討し、来年度の活動に反映させたいと考えています。

以上

2.5. 第3事業部

第3事業部は、広報誌「パテントアトニー」、各種パンフレットの編集及び発行を介して広報活動を行っています。又、ホームページの作成、運営等を通して様々なコンテンツの企画、編集、管理を行うことによって、会員のみならず、一般社会等に向けて、広報活動を行います。

2.6. 会誌編集部

会誌編集部は、会誌「パテント」の企画、編集を介して、会員のみならず、一般社会等に向けて広報活動を行っています。「パテント」に掲載する知的財産権関連の最新トピックス記事、研究成果論文等の掲載内容の企画、決定を行い、記事、論文等の寄稿後には、運営委員がそれらの内容を査読、校閲します。

3. 本年度の活動状況

本年度は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大という極めて特異な状況下、広報センターの活動にも種々の影響が表れています。各種イベントの中止によるノベルティグッズの制作、配布中止、記者会見等の中止によるマスメディアを活用した広報活動の停滞等が挙げられます。これらについては、オンラインによるウェブ集会、ホームページの積極的活用等によって対処するしかないでしょう。

又、会誌「パテント」に掲載される記事、論文等が飛躍的に専門性の高いものとなってきたことから、査読、校閲にも専門性が必要とされてきたこと、会誌の発行部数の増大等によって印刷、配送費用が高くなってきたことから、紙媒体から電子媒体への移行が検討されている、という課題も挙がっています。



コロナ不況対応検討 WG 活動報告

コロナ不況対応検討 WG グループ長 中 村 仁

1. はじめに

2020年は大変な年になりました。「コロナ」です。

世界的な新型コロナウイルス流行の影響は、我々弁理士業界にも及んでいます。

清水政権は、コロナによる不況が日本弁理士会会員、特に事務所経営及び弁理士業務に与える影響が大きくなることを想定し、その対応のため、「コロナ不況対応検討WG」を立ち上げ、私がグループ長を務めさせていただいております。WGメンバーは、各派幹事長を中心とする精鋭揃いです。

以下に、同WGの活動を報告させていただきます。

2. 活動内容

コロナの実態が把握されていない状況下では、特許事務所経営への影響、弁理士業務への影響などが明確ではないので、まずはコロナの影響、日本弁理士会へのサポートの要望を聴取し情報収集して現状を把握すべきということで、会員向けアンケート調査を実施することとした。

1) 第1回WG

6月にzoomで第1回開催し、上記アンケート調査の実施を決め、アンケートの具体的な設問についても方向性を決めた。

2) 予備アンケート調査の実施

第1回WGを受け、正副グループ長でアンケート設問案を作成し、WG内メール会議でアンケート設問を決定した。

設問の良し悪しなどを検証するため、WG内及び執行役員会内で予備アンケートを実施し、その回答

や意見を受け、設問の修正をした。

3) 会員向けアンケートの実施

7月16日、特許事務所の経営弁理士及び勤務弁理士を対象にメールでアンケート協力依頼を送信した。期限は7月末とした。

4) 第2回WG及び答申書提出

アンケート結果の集計後、8月に第2回WGを開催し、アンケート結果の分析を行った。その後、正副グループ長で答申書案を作成し、WG内メール会議で検討し、9月に会長に答申書を提出した。

5) アンケート結果

アンケート結果の詳細は、電子フォーラムをご参照ください。

以下に、WGが答申した、「アンケート結果に基づいた会員サポート施策の検討及び提言」の要点を紹介します。

① テレワーク支援

テレワークを実施している事務所が多く、テレワークのサポートを要望する意見も多くあった。

テレワークについては、通信環境、テレビ会議システム、秘密保持、ペーパーレスだけでなく、従業員の管理、就業規則改正など様々な課題があり、不満と不安を抱えながら運用していることが見受けられる。また、テレワークを適切にすすめることにより、将来的に事務所経営・弁理士業務の効率化も期待できる。

したがって、テレワークを活用した事務所経営へ

のサポートが必要である。

② 資金援助関係

政府や地方公共団体による支援策を利用は多くはないので、公的な支援策の周知をより徹底すべきである。

③ 研修関係

集合形式の単位認定研修（継続研修）、eラーニングを除く単位認定研修（継続研修）のオンライン化についての要望が多いので、早期に実現すべきである。

④ 特許庁への手続き

対庁手続において、委任状の押印の廃止など、ペーパーレスを促進してほしいとの要望が複数あるので、特許庁と交渉すべきである。

⑤ 弁理士会からの発送物などについて

在宅勤務により、弁理士会から事務所に届く発送物の受領が遅くなっているという意見がある。重要性が高くない発送物については柔軟な対応を検討してもよいかもしれない。

⑥ 弁理士会からの情報発信

情報の発信方法について至急対応すべきである。必要な情報にアクセスしやすく、内容を理解しやすくすべきであるということである。具体的には、電子フォーラム内にコロナ対策コーナーを設けて、その中に弁理士会のコロナ対応情報を全て掲載し、見やすく整理するというようなことが考えられる。

3. おわりに

当初予定したアンケートは終了したが、コロナの影響が続くであろうことを考えると、あらためて会員への影響の実態把握の必要が生じることも想定できます。その場合には、第2回アンケートの実施をするつもりです。

最後に、アンケートにご協力いただいた会員、WGメンバー、担当事務局メンバー、アンケート集計及び分析に多大なご協力をいただいた会長室の大澤先生にお礼を申し上げたい。



イノベーションエコシステムにおける知的財産制度改革と 日本弁理士政治連盟（弁政連）の活動について

日本弁理士政治連盟会長 水野 勝文

1. はじめに

ここ数年、日本社会における持続的イノベーション創出を図るための「イノベーションエコシステム」の考え方・政策が度々示されています。さらに、地方経済活性化の視点からも、このイノベーションエコシステムの各地域を含む日本全体での進展の重要性が、広く関係者に認識されてきているのではないのでしょうか。

勿論、イノベーションエコシステムに最も関係する士業が弁理士であることは、言うまでもありません。

因みに、本年度の「知的財産推進計画2020」では、引き続き「価値デザイン社会」の実現を目指し、「イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進」という大項目が置かれています。弁理士の関わる知的財産制度もイノベーションエコシステムの進展に寄与する制度であるべきだと確信しています。

実はこの方向性は、日本弁理士政治連盟が継続して表明してきた、イノベーションの促進・強化とその日本社会への実装化を推進するためには、侵害し得を許さないよう制度改革し、知的財産制度に本来の機能を発揮させるべき、との提言とも軌を一にするものです。制度改革の進展と現場への浸透に大きく期待すると共に、微力ながら引き続き改革を応援したいと考えています。これらの改革は、日本の将来は勿論、弁理士の将来にも大きく関わってきますので、我々知的財産の専門家たる弁理士も政府の政策と改革の動向に着目する必要があると思います。

2. 弁政連の存在意義

ところで、上述のような状況にありながら、日本

弁理士会は公益特別法人であり、その事業・目的は、弁理士法によって規制されていますので、その活動には自ずと限界があります。自由に政治活動が可能なのではないのです。

そのため昭和49年、弁理士会の幹旋決議により、日本弁理士政治連盟（弁政連）が設立されました。このような事情は他の士業団体においても同様で、主な士業団体では、日本弁理士政治連盟と同様の政治連盟を設立して政治活動・情報提供活動をしています。弁政連の会員は全員弁理士であり、日本弁理士会と密接に協力しながら活動しています。当然、政策提言等においても、弁理士の専門的知見、中小企業の状況や現場の情報を踏まえた意見など、日本弁理士会の意向が反映されることになるのです。

「政治連盟」というと、特定の政治思想や主義・主張、信条を持った人達の集まりというイメージを持たれるかもしれません。しかし、日本弁理士政治連盟はそのような団体とは異なります。広く国会議員をはじめ政策関係者に、弁理士としての考え方・提言や弁理士の活動内容を説明し、知的財産制度や弁理士制度について理解を深めてもらうよう継続的に活動しています。

ただ、上述の通り、弁政連は日本弁理士会とは別組織となっていますので、その会費も日本弁理士会の会費とは別になっています。皆様には年額20,000円の会費の納入のお願いが行っていると思います。是非、弁政連の存在意義をご理解頂き、ご支援をお願いします。

3. 弁政連の基本的活動

このような状況下、弁政連の基本的な活動は、弁

理士や弁理士制度・知的財産制度に理解がある国会議員を増やす活動です。最近では、弁理士や知的財産制度とイノベーションエコシステムとの関係の深さを中心に説明しています。

日頃からの付き合いが大事で、関連法制や制度の検討状況などの得られる情報量やコミュニケーションの濃さが違ってきます。検討されている国の政策との関連での弁理士としての考え方や提言、あるいは弁理士の存在意義を説明し、少しでも理解を深めてもらう活動です。

また、具体的に検討される政策や重要法案があれば、各党の政策検討部門やその所属議員、あるいは、担当大臣、副大臣、政務官や担当行政官にも日本弁理士会の考え方や立場を説明し、理解を深めてもらうよう活動をしています。弁理士ならではの情報もあり、関連情報の提供も重要です。このため、自由民主党、公明党、立憲民主党、国民民主党、日本維新の会といった特定の政党に偏ることなく、活動しています。ただ、これらの活動の広さ、深さは、マンパワーとともに活動費の多寡に縛られているのも現実です。

特に今年度は新型コロナウイルス感染症の流行のために、様々活動に制約が掛かっていることは皆様ご想像の通りです。一度に多くの方々とお会いすることは難しく、個別に時間とマンパワーを掛けてやるしかない状況です。

地域との繋がりを深める目標も視野に入っているのですが、残念ながらコロナ禍の影響もあって、実質、東京都関連に留まっている状況と言わねばなりません。

4. 令和2年度の弁政連の活動について

新型コロナウイルス感染症が未だ治まっていない状況下ではありますが、直近の課題としては、

- ①弁理士法改正の問題（日本弁理士会において方針決定され、来年の通常国会を目指して各方面と調整中）があり、陰ながら支援していくこと。
- ②上述のような知的財産制度改革の重要性と日本の地域経済の深刻な状況に鑑み、イノベーションエコシステムを支えるキー制度になる二段階訴訟制度につ

いて早急に議論し理解を深めてもらうこと。

- ③知的財産推進計画2020の「イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進」政策が、イノベーションの促進・強化とその日本社会への実装化を進めるため、知財紛争処理システムを含む知的財産制度改革・運用改善も含め、我々も引き続き検討し、応援していくこと。
- ④地域経済の活性化に些かでも貢献できるよう、地方における弁政連活動を模索すること（以前から提言している地方の金融機関との関連も含む）があります。

実は、東京都に関しては、日本弁理士会関東会のご協力もあり、東京都政策要望ヒアリングへの対応が継続できており、一定の成果を上げています。令和2年度東京都予算にも反映されました。知財支援関係の他、知財金融関係、知財教育関係も視野に入っています。今後も継続出来るよう、活動して参ります。

5. 最後に

我々弁理士の政治力は、決して強いとは言えません。しかし、弁理士は知的財産に関する専門家として、これからの社会に貢献できる存在であると信じています。だからこそ、知的財産に関わる政策について我々の考え方を提言し、かつ、地道な継続した活動によって社会の信頼を得ていく努力が必要だと思います。是非、弁政連のホームページをご覧ください。

ただ、以上のような活動は結局、国会議員の先生方と日本弁理士会は勿論のこと、様々な方面との繋がりを基礎にしています。例えば、東京都の政策要望の件では当然、東京都議会議員の先生方とのコミュニケーションが必要となります。

各方面との繋がりは、これまでの先輩方が築かれた基盤もあってある程度できているのですが、勿論一朝一夕には築くことはできませんし、維持していくことも容易ではありません。

会員の皆様には、以上のような弁政連の活動と置かれている状況について是非ご理解をいただき、物心両面からのご支援・ご協力をお願い申し上げます。